

令和5年度 (2023年度)

熊本市在住の 施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）利用者向け 【教育・保育給付第1号認定児童】

幼児教育・保育無償化（預かり保育の利用料）に伴う手続きのご案内

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

施設型給付幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）を利用する教育・保育給付第1号認定児童の保育料は無料ですが、**預かり保育の無償化の対象となるためには、熊本市から事前に「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」を受ける必要があります。**

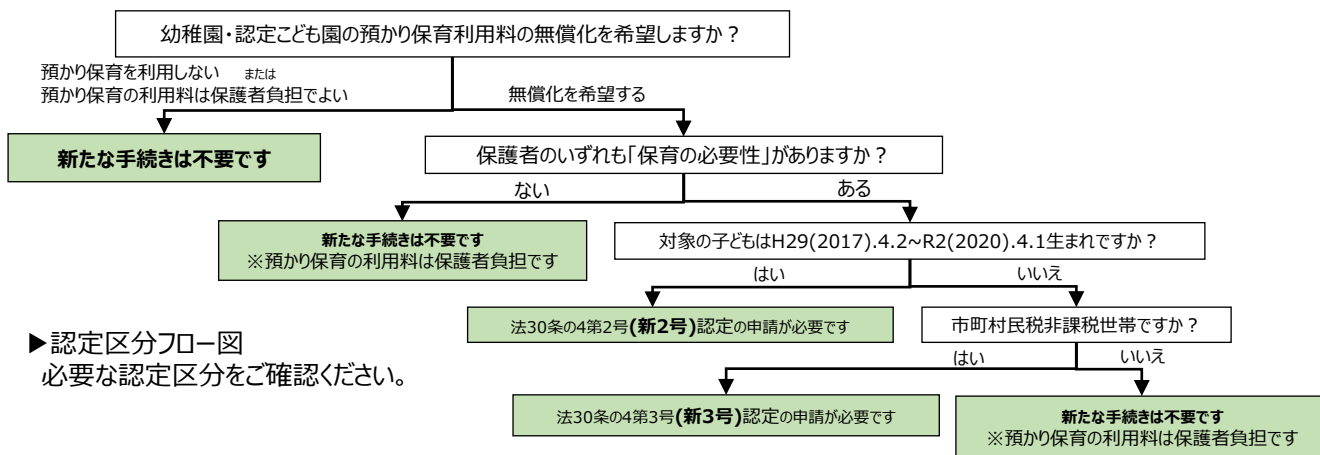
認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

1 預かり保育の無償化の対象者と範囲

満3歳から小学校就学前までの子どもで、次の条件①②いずれも満たし、施設等利用給付認定の新2号・新3号認定を受けた場合は、預かり保育の利用料が上限の範囲内で無償となります。

【条件①】 令和5年（2023年）4月1日時点で**3歳以上**の小学校就学前子ども、または、
令和5年（2023年）4月1日時点で**3歳未満**の市町村民税非課税世帯の子ども

【条件②】 保護者のいずれも就労等の「**保育の必要性**」がある



施設等利用 給付認定区分	子どもの年齢	認定を受けるための要件	預かり保育の利用料の無償化の上限額
法30条の4第2号 (新2号)	H29(2017).4.2~ R2(2020).4.1生まれ	保育の必要性があること	450円/日×利用日数 (上限11,300円/月)
法30条の4第3号 (新3号)	R2(2020).4.2生まれ以降	市町村民税非課税世帯 かつ 保育の必要性があること	450円/日×利用日数 (上限16,300円/月)

※市外転出入等の場合で月の途中で保育の必要性の認定期間が開始・終了する場合は、対象月の上限額が変わります。

※通園先の幼稚園が実施する預かり保育が①平日教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数が200日未満のいずれかの要件に該当する場合は、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象になります。（月額上限額から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

※預かり保育は、新2号・新3号の認定を受けたとしても園の状況により必ずしも全員が利用できるとは限りません。

※預かり保育は、償還払いとなります。保護者が利用料をいったん施設に支払い、領収証などを添付した所定の請求書を熊本市へ提出することで、支払った額の全部または一部を支給します。

※食材料費（ごはん、おかず、おやつ代）、通園送迎費、行事費、教材料費などは、保護者の負担になります。

2 「施設等利用給付認定」申請の受付期間と提出先

申請書受付期間	提出先
認定希望月の前月15日まで（15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）	利用先の幼稚園・認定こども園

※やむを得ない理由等により上記の申請書受付期間までに提出ができない場合は、熊本市保育幼稚園課へ直接ご提出ください。認定開始日は、**申請書受理日より前にさかのぼることはできません。**

3 「保育の必要性」について

「保育の必要性」は、**保護者のいずれもが**次のいずれかの事由に該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労（※1）	在職期間の月末まで
2	妊娠・出産	出産(予定)月を含まない前2ヶ月、後2ヶ月、最長5ヶ月間（月単位）
3	保護者の疾病・障がい	療養に要する期間（※診断書・手帳に証明された期間）（※2）
4	同居親族等の介護・看護（※1）	介護・看護に要する期間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間
6	求職活動（起業準備含む）	3ヶ月間
7	就学（※1）	就学期間の月末まで
8	虐待やDVのおそれがあること	状況により異なる
9	育児休業取得中の継続保育利用	原則育児休業期間終了の月末まで ※育児休業開始前から施設等を利用していた場合に限る

（※1）「1就労」、「4介護・看護」、「7就学」を事由とする場合、**月52時間かつ月13日以上**を常態としてい
ることが要件となります。

（※2）診断書に記載された療養期間（ただし、最長で1年間）。療養期間の記載がない場合は半年。

【育児休業中の施設等利用給付認定について】

○育児休業期間中を希望月とした新規の認定はできません。

ただし、育児休業から職場復帰する場合、
復職日が当該月の1～15日の場合は、復職月の前月から認定が可能です。
復職日が当該月の16日～末日の場合は、復職月から認定が可能です。

○職場復帰後は、復職日の確認ができる書類の提出が必要です。期限までに書類の提出がない場合は、認定を
取り消すことがあります。

【新3号認定の非課税世帯および副食費免除・補助の判定について】

令和5年（2023年）4～8月利用分は令和4年度（2022年度）の市町村民税額、令和5年（2023年）
9月～令和6年（2024年）3月利用分は令和5年度（2023年度）の市町村民税額の保護者合算額で判定し
ます。また、父母の収入だけでは生計維持が困難（月收入10万円未満）と判断される場合で、祖父母と同居して
いる場合は、祖父母のいずれか所得額が高い方も市町村民税非課税世帯であるか確認します。該当する場合には、
父母の収入が確認できるもの、祖父母の税資料等の提出を依頼することがあります。

4 「施設等利用給付認定」申請に必要な書類

必要な書類 ※申込児童1人につき1部必要となります。

必要な書類		
①	子育てのための施設等利用給付認定申請書	
②	保育の必要性を証明する書類	→【表1】参照

※認可保育所等利用申込に基づき、教育・保育給付の「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」を発行された方で、そ
の認定開始日が令和5年（2023年）4月1日以降であり、かつ、認定希望日時時点で有効な場合は、「支給認定証
（第2号・第3号認定のみ）」を添付（コピー可）することにより、上記②の書類の提出は不要です。

【表1】保育の必要性を証明する書類

※各証明書は、申請書受付日から起算して3ヶ月以内に証明（記入）されたものが有効となります。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類	備考
就労	お勤め	□就労証明書⑧ ※熊本市HPからダウンロードし た電子データで作成したもの。	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は、お勤め先ごとの証明が必要 ※祖父母が営む自営業に従事している場合は、祖父母の自営 の状況が確認できる書類の添付も必要です（ただし、法人 格がある場合は省略可能）
	お勤め予定	□就労（予定）証明書⑧ ※熊本市HPからダウンロードし た電子データで作成したもの。	※記入はお勤め先 ※証明日が就労開始日より前の日付の場合、就労（予定） と判断します。 ※就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類	備考
就労	自営業 農 業 内 職	☐ 就労証明書⑥ ※熊本市ＨＰからダウンロードした 電子データで作成したもの。 ☐ 自営の状況が確認できる書類	【自営の状況が確認できる書類】①または② ①最新年分の所得税の確定申告書 （第一表・第二表）の写し ②市民税申告書の写し ③営業許可証または開業届の写しと請求書・領収 書等（第三者が発行したものに限る） ※③は、開業して申告時期を迎えていない場合に 限ります。
妊娠・出産		☐ 親子健康手帳（母子手帳）の写し	表紙（母氏名）と出産（予定）日が確認できる ページ
疾病		☐ 診断書（原本）	療養期間と保育ができない旨の記載が必要
障がい		☐ 障害者手帳等の写し	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳の写し
同居親族等の 介護・看護		☐ 介護・看護申立書 ☐ 診断書（原本） ☐ 介護保険被保険者証の写し、障害者 手帳等の写し等	診断書には「療養期間」と「介護・看護が必要な 旨」の記載が必要 ※ただし、被介護者が要介護3以上の場合、診断 書の提出を省略することが可能
災害復旧		☐ り災証明書 ☐ 復旧に要する時間が分かるもの	個別に状況を確認させていただきます。
求職活動 （起業準備含む）		☐ 求職活動・起業準備状況申立書（施 設等利用給付認定用）	求職活動（起業準備）の状況を記載
就学		☐ 在学証明書（合格通知書等） ☐ カリキュラム（時間割等）	在学期間と月の就学時間が確認できるもの
虐待やＤＶの おそれがあること		状況により必要な書類が異なりますので、各区役所保健子ども課へご相談ください。	
育児休業取得中の 継続保育利用		☐ 就労証明書 ☐ 施設が発行する在園証明書	育児休業開始前から施設利用が確認できた場合 に限り認定

5 認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合は必ず届け出をしてください。

施設等利用給付認定を受けた後に、世帯の状況が変わった場合は、保育幼稚園課へ連絡し、必要書類を提出してください。

- 【例】・氏名、世帯構成等に変更があった場合
（結婚（事実婚含む）、離婚、祖父母との同居開始・終了）
・妊娠（出産）した場合
・住所が変わった場合
・就職、育児休業復帰、退職、転職、勤務形態の変更があった場合
・生活保護の廃止・開始
・その他、保育を必要とする事由が変わった場合・該当しなくなった場合 等
※変更内容によっては、認定結果が変わりますのでご注意ください。

6 認定の取消し等

施設等利用給付認定を受けた後でも、次に該当することとなった場合等には、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

- 市外へ転出した場合
熊本市での認定は終了となります。転出先の市町村で改めて施設等利用給付認定申請の手続きが必要です。
- 保育を必要とする事由がなくなった場合
- 施設等利用給付認定（新２号・新３号）の有効期間が満了となった場合
- 新３号認定の方が、課税世帯となった場合
- 教育・保育給付の第２号・第３号認定で認可保育所等を利用開始した場合
- 企業主導型保育事業を利用開始した場合

※認定終了時または更新時の案内はしておりません。認定期間については各自ご確認をお願いいたします。

7 年1回の現況確認について

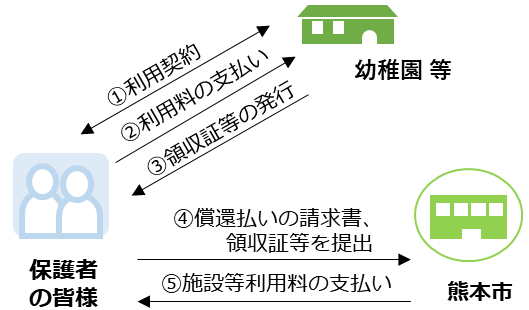
保育を必要とする事由や状況が引き続き該当するか確認するため、年1回「現況届」および「保育の必要性を証明する書類」等の提出が必要となります。提出時期は、別途お知らせします。

8 預かり保育利用料の償還払いの手続きについて

施設等利用給付認定（新2号・新3号）の有効期間中は、預かり保育の利用料が上限額の範囲で無償（償還払い）になります。

施設へ利用料をいったん支払った後、熊本市保育幼稚園課へ請求書および領収証等を提出してください。

支払いは、年4回（3ヶ月分）を予定しておりますが、請求時期等は別途熊本市ホームページ等でお知らせします。領収証等は、なくさないよう保管してください。



9 教育・保育給付第1号認定児童の副食費の免除・補助について

次のいずれかに該当する満3歳以上の教育・保育給付第1号認定児童は、副食費（おかず、おやつなど）を免除または補助する制度があります。対象者には、免除または補助対象の通知書を送付します。

【免除】

次の①②のいずれかに該当する場合は副食費が免除されます。

対象者：①保護者の市町村民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯の子ども

②小学校1～3年生および特定施設・事業(※)に在園または利用する就学前の兄弟から数えて第3子以降の子ども

(※) 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

【補助】

熊本市では独自に副食費を月額4,500円を上限に補助する制度があります。副食費の補助金は、半年ごとに施設へ支給します。副食費の支払い方法は、施設で異なりますので、施設へお尋ねください。

対象者：同一世帯に18歳未満の子どもが3人以上いる場合で、最年長者から数えて第3子以降の満3歳以上の教育・保育給付1号認定児童(ただし、上記副食費免除対象者及び保護者の市町村民税所得割額合算額が211,201円以上の場合を除く。)

補助額：月額上限4,500円

【問い合わせ先】

熊本市保育幼稚園課

TEL：096-328-2568

各種申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードまたは各区役所保健子ども課、熊本市保育幼稚園課で配布しています。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

